

水上ミニ花火の実施にかかる業務委託仕様書

1 総則

本業務は、契約書、本仕様書に従い実施するものとする。

2 目的

本業務は、大川の河川上にある船の上から、花火を打ち上げることで、水都大阪の魅力創出やナイトクルーズの活性化を目的として実施するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 履行場所

大川の天満橋と天神橋の間の水上(大阪市中央区北浜東地先)

5 事業内容

(1) 花火の打ち上げ

船舶上から玩具打ち上げ花火を300発以上用意し、打ち上げる。乱玉は数に含まない。

開催回数：令和6年度に5回実施

時間は毎回 19時40分頃の約10分間

* 荒天の場合中止

実施日：令和6年6月28日（金）

令和6年8月23日（金）

令和6年10月13日（日）

令和6年12月20日（金）

令和7年3月22日（土）

※上記に予定している実施日の変更は、水都大阪コンソーシアムと受託者との協議の上、別の日程に変更することとする。その場合、費用の追加はしない。

(2) 花火打ち上げ用の台船を手配し、船上から花火を打ち上げる。

(3) 実施に係る警察、消防署等との必要な行政協議、届出等全般。

(4) 実施に係る陸上の警備要員の配置(警察の指導に従うこと)。

(5) 水都大阪コンソーシアムをはじめ当事業の関係者との会議への出席。

(6) 緊急事態発生時の対応。

(7) 花火の運搬、打上げ要員の手配、船舶の養生、その他当事業実施に必要な業務すべて。

6 開催中止におけるキャンセル料

(1) コンソーシアムの都合によるキャンセル料

・開催日の1カ月前から14日前（発注金額の5分の1の20%）

・開催日の13日前～3日前（発注金額の5分の1の30%）

・開催日の2日前～前日（発注金額の5分の1の50%）

- ・開催日当日（発注金額の5分の1の100%）

(2) 悪天候によるキャンセル料

- ・悪天候とは、台風の直撃が予想される時、風速が7m/s以上等で花火の打上げができない時、河川の増水等により打上場所が確保できない時等、やむをえず開催を中止する場合を指す。
- ・開催日の2日前～前日（発注金額の5分の1の30%）
- ・開催日当日（発注金額の5分の1の70%）
- ・開催日打上設営がすべて完了後（発注金額の5分の1の100%）

7 行政協議及び申請業務

- ・実施にあたり必要な行政協議及び申請業務は水都大阪コンソーシアムと連携して行い、必要な資料等を用意すること。

8 業務責任者

- ・契約締結後3日以内に、業務全般を指揮し、窓口となる業務責任者を1名選出し、氏名、所属、連絡先を報告すること。

9 工程管理

- (1) 業務実施計画書に基づき業務管理を行うこと。
- (2) 常に書類及び写真類を整理し、監督職員が資料を求めた場合、整理物を提出すること。
- (3) 協議に必要な資料は受注者が作成すること。

10 業務管理

- (1) 安全対策を十分行い業務を進めること。
- (2) 警察の指示に従い、陸上に適正な警備員を配置すること。
- (3) 大阪水上安全協会と協議し、協力して水上安全確保に努めること。
- (4) 業務に起因する事故、苦情等は、受注者の責任において解決すること。
- (5) 業務中、過失等により業務現場内外の工作物等の損傷、破損があった場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の責任負担において復旧すること。

11 その他

- (1) 業務で知り得た個人情報については、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に取扱うこととし、契約書記載の「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた内容については、監督職員と協議の上、その指示を受けること。

以 上